

子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業の
確認事務の取扱いについて

1 確認制度の概要

子ども・子育て支援新制度における給付制度では、小規模保育や家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の地域型保育事業についても、児童福祉法に基づく認可を受けていることを前提に市が対象事業として確認することにより、給付による財政支援の対象となります。

新制度では、給付の対象となった地域型保育事業については特定地域型保育事業といいます。

2 地域型保育事業が所在する市町以外の市町の確認事務の簡素化について

地域型保育事業の確認の効力については、子ども・子育て支援法第43条第2項の規定により、確認する市町の区域に居住地を有する者の地域型保育給付等の支給に限られています。

しかし、事業所内保育事業の従業員枠の利用については、複数の市町村間での相互利用が想定されます。

このため、所在地以外の市町から利用希望があった場合、地域型保育事業者は利用希望者の居住するそれぞれの市町長に対して確認を申請する必要があります。

また、当該確認申請を受理した市町長が確認を行うには、当該事業所の所在市町長の同意も必要となります。

この場合、市外の市町から利用希望があった場合、事務が煩雑化することが予想されます。

兵庫県においては、新制度の施行に当たり、県下市町が相互利用に関して事前同意することにより確認事務の簡素化を図ることになりました。

※別添「地域型保育事業が所在する市町以外の市町の確認事務の簡素化イメージ」参照